

発 言 表 (文部科学委員会)

白石<sup>しらいし</sup> 洋一<sup>よういち</sup> 君 (立憲)

○

盛<sup>もり</sup> 山<sup>やま</sup> 文部科学大臣<sup>まことに</sup>

(政府参考人)

文部科学省 井<sup>いの</sup> 上<sup>うえ</sup> 大臣官房長<sup>中一</sup>

文部科学省 矢<sup>や</sup> 野<sup>の</sup> 初等中等教育局長<sup>知彦</sup>

文部科学省 池<sup>いけ</sup> 田<sup>だ</sup> 高等教育局長<sup>貴城</sup>

学問の自由、ひいては表現の自由を守るため、運営方針会議の委員への文科大臣の承認は削除すべき！

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○池田委員長代理 次に、白石洋一君。  
 ○白石委員 白石洋一です。

盛山大臣、よろしく願います。  
 国大法の改正案ですけれども、私は、この改正案の中で、学問の自由に対する危険性があるというふうに思うんですね。

学問の自由というのは、具体的に言えば、現場の、特に研究者が試行錯誤することができる自由だと思っております。それはやはり、もう三百六十度全てのことをやる、そういう自由度と、そして資金的なものというのはついてこないといけない。それは理系も文系も同じだと思います。

実験を多用する理系だけじゃない、文系の人もやはり、スパイクがあると思いますか、非常に個人的な人もそこでやっていける。それを保障するのは学問の自由で、学問の自由というのは、要するに、権力から距離を置いて、その活動が保障される。権力から距離を置いて、権力からの介入を極力落として、そして大学の自治というのを守りながら学問の自由を確保する。このことによつ

て、中期的、長期的には創造的な学業というのが生まれてくると思うんですね。その意味では、企業とか会社の研究開発部門とは違うんだ、大学というのは企業の研究開発とは違うんだというふうに分けて考えないといけないと思うんです。

その意味からして、この運営方針会議、どうして出てきたのか。さっきの局長の話、ステークホルダーの意向も踏まえてという話、非常に概念的なんですよね。考えて、そういうふう思ったとコンセプトで言っているんですけども、ここで問いたいのは、大臣、これがないと駄目だという立法事実、事案、これがなかったから駄目なんです、あるいは、これがあればうまくいくんですという立法事実、事案というのはあるんでしょうか。

○盛山国務大臣 今回の法案におけるガバナンス強化の契機となりました、国際卓越研究大学に求められるガバナンスの議論につきましては、大学ファンドからの支援を受け、自律的な大学へ成長する大学、こういったところは経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能の強化のための合議体を設置することが必要というふうに指摘をされたことからあります。

それで、現行の国立大学法人制度においては、学長が法人運営の全ての事項を決定する権限を有していることから、今回の法改正によって、法人運営に決定機能を持つ合議体を設置することが今回可能になるわけです。  
 また、この具体の法律案を検討する過程で、国際卓越研究大学であるか否かにかかわらず、今般、政令で指定することを想定している事業規模が特

に大きい国立大学法人については、ステークホルダーとともに産学共同研究やスタートアップ創出に先進的に取り組んでいることも踏まえまして、法人の大きな運営方針の継続性、安定性を確保することが必要であることから、運営方針会議の設置を義務づけるというふうにしたこととございませう。

〔池田委員長代理退席、委員長着席〕

○白石委員 大臣の答弁は、立法事実というのはCST Iから指摘されたから、こういうふうな受け止めました。そういうことでよろしいんでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、CST Iの検討を受けて、文部科学省も一緒に参画した議論を経て、今回の国立大学法人法の具体的な制度設計を行う中で、このような仕組みになったものでございます。

○白石委員 文科省としては、CST Iから指摘を受けたと。自分たちも参加していて、じゃ、どうしてこれが必要なんですかと詰めたんですか。そういう、ステークホルダーが云々は分かりますよ、コンセプトとしては。でも、これがないと駄目だという事案とか、あるいはせいぜい海外の例だとか、そういったものはなかったんですか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。  
 国立大学法人には既存の経営協議会などもございますけれども、これは学長の意思決定を行う際の補助機関でございまして、今回、国際卓越研究

大学の制度設計をする際に、合議体の設置で、なおかつ、その合議体が決定権を有するということが設計しておりますので、その条件を満たすためには、現行の国立大学法人法ではそのような合議体を置くことはできません。経営協議会は補助機関でございますので決定はできませんので、今回改正するものでございます。

○白石委員 この委員というのは非常に優れた人で構成するということから、何らかのいいこととは言うでしょう、知見を踏まえたいいことを言う。でも、それがないと駄目だという、そういう事案がないのに概念だけで持ってきているということは、これは指摘させていただきたいと思えます。

それで、それを持ち込むにしても、私は一番の問題は、それが任命は文科大臣の承認が必要だということなんですね。学長についてはやむを得ないところもある。確かに、国立大学なんだから、承認に関することはあるということはやむを得ない、必要最小限であれば。しかし、運営委員、学長以外の運営会議を構成している委員について承認が必要というところは納得できないんです。これの必要性についてはもう何度も答弁を聞きました、これまでの学長の権限を運営会議でシェアするから必要なんだと。ただ、やはり大学の自治、そして学問の自由を鑑みて、学長以外の運営委員については承認は必要ないというふうにすることもできると思うんですよ。

大臣、この点、どうでしょうか。  
○盛山国務大臣 繰り返しの御答弁になりますけ

れども、今、白石先生がおっしゃったとおり、学長の決定権限の一部を運営方針会議に移譲いたします。そういった関係で、我々が、学長からの申請に基づいて文部科学大臣が承認するという手続、これを入れたということでございますので、私どもとしましては、そういうふうな形に、今回の法案のような形にしていくことが最適であると考えておりますし、それによりまして大学が萎縮をするかどうか自主的に運営することができなくなる、そういうふうには我々は考えておりません。

○白石委員 この運営委員、会議の中で、その中で一番のリーダーというのは学長です。やはり運営方針を、計画だとか方針だとかの原案を提出するのは学長だというふうな規定されていますし、それがそこで採択されたら、決定されたら、それを執行するのも学長です。

ですから、学長の承認にとどめておいて、それ以外の運営委員については、移譲したといっても、それは学長ほどではないですよ。だから、学問の自由、大学の自治に鑑みて、それを承認は控えるというふうにしてもいいと思うんですよ。

それは、ここまで来たからもう後戻りできないことはないと思うんですよ。そもそも、これは出てきたのが先月だったんですよ。昨日の参考人質疑で菊田委員が聞いたら、中には先週の方もおられましたし、非常に敏感にこういう問題を見ていらっしゃる隠岐さや香委員でさえ、先月の下旬でしたよ。議論が未熟なまま、さっきの理論で持ってきた。でも、やはり大学の自治のことを考えてみたら、それは抑制的に、法理論とかロジカルに

はそうかもしれない、でも抑制するということで、承認は控えるということもあると思うんですよ。それは、中教審でもつとつと議論して、そして原案をたたき直して、それで持つてくるということもあると思うんですよ。

大臣、いかがですか。  
○盛山国務大臣 運営方針会議の制度化につきましまして、総合科学技術・イノベーション会議の最終まとめの後、文部科学省において法改正に向けた検討を行い、本年九月以降、科学技術審議会研究力強化委員会や総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員懇談会、国立大学協会の会議において、改正の方向性をお示ししながら検討を進めてきたということは、先ほど来申し述べているところでありませう。

そして、中央教育審議会という言葉もございましたけれども、我々としては適切な議論を進めてきたというふうな考えておりますので、是非御理解を賜りたいと思います。

○白石委員 CSTIから言われたからもうそのままやるしかないというふうな答弁ですよ。そこでやはり文科省として、大学の自治は大事なんだから、審議会の審議で委員さんの話も聞いた上で、全てじゃなくて、この部分については譲れないから承認は外すよというふうにしたっていいじゃないですか。それができないがごとくに、言われたのでやりました、そういう答弁ですよ。何か文科省として、学問の自由を守る立場として、何かないんですよ。

○盛山国務大臣 憲法上、「学問の自由は、これ

を保障する。」となっており、我々は、学問の自由に対して何ら制約を与えるものではないと考え、この法案をまとめたということでありませぬ。

○白石委員 海外では、訴訟で、憲法の保障されている学問の自由が守られていないということに對して、いろいろな歴史の積み重ねで、こういう承認なんという形にはない形にしている。あるいは、非常に形式的だったり、あるいは現場の声が相当入ってくるという形にしているというのが、昨日の参考人質疑、特に隠岐さや香委員のお話でした。

ちよつと次に進みますけれども、じゃ、今のこの法案で想定されている学長及び運営方針委員の任命前の承認の手続についてお伺いします。

文科大臣は、承認の申出があつて、いつまでに承認をしないといけないということになっていますか。もうこれは形式的なんですから、一週間等がいいと思うんですけども、この辺り、いかがでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

運営方針委員の任命について国立大学法人から申出があつた場合は、速やかに承認を行うべきものと考えております。承認に要する期間が短くなるよう、制度の運用に当たっては、申出に際して提出いただく書類を明確化して示すなど、円滑な運用を進めてまいりたいと考えております。

○白石委員 その速やかにというのはどれぐらいなんですか。その参考になるのはこれまでの学長の承認だと思ふんですけども、学長の承認

というのは大体どれぐらいで出しているんですか。

○池田政府参考人 突然の御質問ですので、学長の承認がどのぐらいかかっているかは今定かではありませんけれども、基本的に、大学から申出があつたときに、必要な手続をこなしまして、その期間が長くならないうちに処理をして判断をすることになると思ひます。

○白石委員 これも、やはり萎縮するという意味では、数か月じゃ駄目です。やはり、せいぜい数週間を目指すというふうに答弁をお願いします。

○池田政府参考人 学長の任命に関しては、この申出期間、事務手続上、任命のおおむね二か月前までに提出していただくことになっております。

学長は任期が決まっておりますので、突発的な事由がない限りは、大体次の学長がいつから就任されるかというのを見通せますので、余裕を持っておおむね二か月前までに提出をしていただいております。

○白石委員 二か月も長いと思うんですけども、形式的であれば。名前を、ネットか、新聞記事の検索をしたらすぐその人のことが分かるので、もう明らかに、形式的に、違法行為をしている人かどうかというのとは分かつて思ふんですよ。それを敷衍すれば、この運営委員の承認というのは速やかにというのとはどうなんでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

学長選考に要する期間と同等かそれより短くなるよう運用してまいりたいと思つております。

○白石委員 当然短くなるはずですよ。

学長は確かに重い。でも、運営委員というのは、権限を移譲されるにしろ、学長よりは権限というのは小さいわけですから、人数たるやまた多くなつてくるといふことを考えたら、学長の審査期間よりも短くないとおかしいと思ふんですね、その均衡上、バランス上。でも、それが規定されていないというのがまたちよつと裁量行政で気味が悪いところ、それがまた萎縮につながるということとは指摘したいと思ひます。

それで、申請が来たら、文科大臣としてはどういう段取りを経て審査するんでしょうか。もう文科大臣一人で考えるのか、それとも、文科省の中の機関で、ネット検索なんかするのか、諮問機関があるのか、その辺り、聞かせてください。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

申出が出てきた場合は、文科省内で適切に判断をした上で、大臣まで決裁を取つて判断することになると思ひます。

○白石委員 その基準というのはどんなものですか。答弁ありますけれども、もう一度、記録もしないといけないので、任命の基準あるいは拒否する場合というのはどんなときでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○池田政府参考人 申出が出てきた場合は、大臣からも御答弁申し上げますように、申出に仮に明白な形式的な違反性や違法性がある場合や、明らかに不適切と客観的に認められる場合には、承認は行わない可能性がありますが、まず、その手続が適正になされているか等々も確認をする必要があると思ひます。そうしたことも踏まえて判

断をすることになりますので、一定の期間は必要だと思いますが、その具体的な考えなどは、もしこの法案をお認めいただけましたら、施行の際に大学等に周知してまいりたいと思っております。

○白石委員

施行通知ということですね。

それで、さっきおっしゃった明白、形式、違反性、違法性、明らかに不適切、客観的に認められる。これは具体的にはどういう人をイメージすればいいでしょうか。

○池田政府参考人

お答え申し上げます。

形式的な手続に関しては、例えば学長選考・監察会議との協議を経ていない等々が考えられますけれども、具体的にどの方がということについては、例えば、役員にある欠格事由などに、これは大学からの申出ですので、余り想定はされていませんが、仮に役員の欠格事由などに相当するものがあれば、そこは確認をする必要があると思っております。

○白石委員

役員の欠格事由というのは、例えばどんなことですか。

○池田政府参考人

お答え申し上げます。積極的要件としては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力とありますけれども、消極的な要件として、犯罪歴等に関するものがございますので、そういったものがございます。それから、健康上の事情で職務に堪えないといったこともあるかと思っております。

○白石委員

そこは本当に透明性、客観性がないといけないと思うんですね。

人格高潔とかといっても、じゃ、高潔じゃないというふうに言われたら、そういうことにもなりかねないことも危惧されますし、それから、犯罪歴、犯罪のレベルにもありますよね。あるいは、いつなのかということもありますよね。ここはちゃんと規定されるんでしょうか。

○池田政府参考人

お答え申し上げます。

本法案の御審議でも委員のような御指摘もいただいておりますので、そういうことも踏まえ、仮にこの法律をお認めいただければ、施行の際にできるだけ明確に示すよう工夫してまいりたいと思っております。

○白石委員

それともう一つ、健康上の問題ですけれども、例えば、車椅子で行き来しないといけない、でも、そういう方はたくさんに堪える方もおられるので、その健康上のところもちよっと怪しいと思いますよ。それを理由をつけられて拒否することなんかをまた危惧したりしないように、健康のところもよっぽどじゃないと拒否の理由にならないと思うんですね、そこもいかがですか。

○池田政府参考人

お答え申し上げます。基本的に、身体障害等は健康上の理由には入らないと理解しております。そうではなくて、例えば、我々公務員や会社員などが精神疾患などで職場に出てこれないとかそういったことが、大学から申請、申出がある場合にそういう方が候補として挙がってくることは余り考えられないと思えますけれども、そういったことが可能性としてはあると思えますので、その辺も含めて、できるだけ明確に、大学が判断できるよう周知してまいらなければならないと思っております。

○白石委員

今、現行の、運営方針会議の委員の話ですけども、ちよっとそれを、これまでの学長の承認で、承認を拒否したとか、あるいは結果的に承認されなかったとか、その事例と、あれば、その内容を教えてください。

○池田政府参考人

お答え申し上げます。

学長で任命をしなかったということはございません。

○白石委員

承認ですかね。任命、今、学長というのは任命権があるんですね、ちよっと。

○井上政府参考人

お答えいたします。

人事に関することなので、私からお答えさせていただきますが、学長の任命を、基本的には、申出があつたら、それに応じて任命をするという手続でございますが、それを拒否した事例、任命を行わなかった事例は過去ございません。

○白石委員

ないということですか。

○井上政府参考人

お答えいたします。

文部科学大臣が学長を任命しないという事態が生じた場合には、文部科学省が当該法人に対してその理由を丁寧に説明する必要があると考えております。また、同様に、任命しない理由を社会から問われることとなった際にも、丁寧に説明を行うことが必要であると考えております。

○白石委員

それは、今、多分、学長の任命とお

つしゃつていた、今のは学長のことですけれども、運営委員の承認についてもどうでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

運営方針委員につきましても、学長と同様に考えたいと考えております。

○白石委員 それは、今の答弁だけじゃなくて、施行通知にもちゃんと記載されるのでしょうか、詳細な理由を開示すること。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

施行の際に、大学が混乱することのないよう周知をしてみたいと思います。

○白石委員 それで、次に進むと、それで納得できなかった場合は、候補なり、それを例えば、ちよつと、今の学長と、そして運営委員の話があるんですけども、主に運営委員の話で、それで、その候補が納得できなかったり、あるいはそれを提出した学長が納得できなかった、運営方針会議として納得できなかった場合、どういう紛争解決手段があるのでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどから答弁いたしているように、基本的には、承認は、かなり抑制的に、承認を拒否するということは余り想定されないと考えておりますが、万が一そういった申出を承認しないという事態が生じた場合には、文部科学省がまずは当該法人に対してその理由を丁寧に説明をする必要があると考えております。

仮に法人の方がその理由に納得しない場合につきましては、再度、法人から申出に係る考え方や背景を伺うとともに、文部科学省の考え方を説明

して、お互い納得できるような調整手続に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員 そこには第三者というのは入らないんですか。例えば裁判所であるとか、そういったことの客観的な裁きというのはないんですか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

まずは文部科学省と当該法人とで納得に至るよう調整手続に努めることとなりますが、それでもなお合意が得られない場合には、当該法人の判断により、司法の判断を仰ぐということも考えられると思います。

○白石委員 司法の判断でやるということですね。

それと同じロジックであれば、今の学術会議の委員の任命拒否の問題も同様に考えてもいいんじゃないでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

学術会議は内閣府の所管でございますので、私から答えるべきことではないと思っておりますけれども、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、日本学術会議は、これは国の機関でございますので、総理が任命する会員は国家公務員でございますので、国立大学法人とは性格が異なるものではないかと史料いたします。

○白石委員 じゃ、元に戻しまして、運営委員の解決期間に、紛争手続がある場合は、原則、私は認めるんだから、委員として活動しながら紛争が決着するのを待つでいいと思うんですけども、そのことはちよつと申し上げさせていただきます。

まとめますと、私は、やはりこの法案はもう一回考え直して、中教審でちゃんと議論して、特に

承認というのは、C S T I の言いなりで、全員に必要とするべきなのか、それともそうじゃないのか、そもそもこの運営方針会議を大きな大学に義務化するという、義務化まで必要なのか、任意の採択でいいじゃないか、この辺りも含めて議論し直して、そしてもう一回出し直していただくことをお願い申し上げます、私の質問とします。ありがとうございます。